

有害鳥獣を捕獲した場合

有害鳥獣の捕獲 → 職員が現地に赴く → はい → 現地確認
→ いいえ → 書類確認

【 現地確認 】

- ① 写真撮影（**1枚**以上）
- ② 「捕獲写真」「有害捕獲確認書」「個体調査票」「捕獲場所を示す地図」「出猟カレンダー」を農山漁村振興課または地域庁舎産業建設課へ提出する。
※シッポの提出は不要です。

【 書類確認 】

- ① 写真撮影（**2枚**以上）
- ② 「シッポ」を切断し、チャック付きビニール袋等に入れて保管。報告書類を作成する。
- ③ 「切断したシッポ」「**捕獲写真2枚**」「有害捕獲確認書」「個体調査票」「捕獲場所を示す地図」「出猟カレンダー」を農山漁村振興課又は地域庁舎産業建設課へ提出する。

⇒ 捕獲報酬は、捕獲日の翌月20日をめどに、まとめて支払います。

※報酬のお支払いに係り、捕獲写真、シッポ、報告書類を確認します。確認書は捕獲日ごとに作成し、10日以内を目安に提出してください。

○写真撮影のイメージ

【 現地確認 】

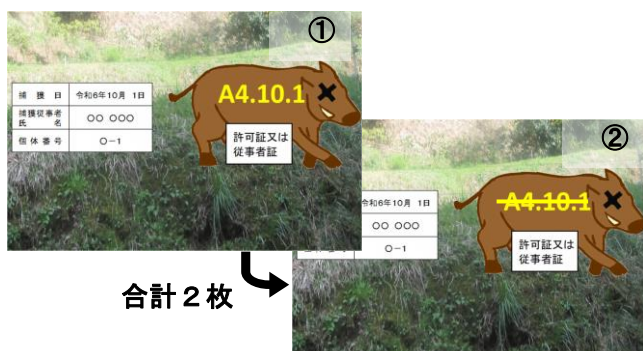


捕獲者、捕獲個体、職員が一緒に写真

【 書類確認 】



合計2枚



単独猟の場合は、許可証又は従事者証と捕獲個体を一緒に撮影した写真でも大丈夫です。

※成獣・幼獣の判断

- サ ル … 体重 3kg 未満は幼獣、体重 3kg 以上は成獣
イ ノ シ シ … 縞模様があれば幼獣、縞模様がなければ成獣
ニ ホ ン ジ カ … 乳歯のみは幼獣、永久歯があれば成獣
ク マ … 体重 30 kg 未満は幼獣、体重 30 kg 以上は成獣

※マーキングは右横腹に「年.月.日」とします。

※原則、捕獲場所での撮影ですが、危険が伴う場合は安全な場所に移動して構いません。